

『波板』使用範囲一覧表

＜建築基準法(平成10年6月改正、平成12年6月施行)対応＞

分 類		適 応 部 位	防火・準防火地域	法 22 条指定地域	その他	
不燃性の物品を 保管する倉庫等 の 屋 根	<p>ポリカーボネート波板 (DW-0009)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【ご留意事項】 当協会・会員会社が 上記に加えて個別に 認定番号を取得して いますので、お問合せ の程お願いします。</p> </div>	スケート場、水泳場、 スポーツの練習場、 その他これに類する 運 動 施 設 その他これに類する運動施設 (日本建築行政会議HPより) ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物が ほとんど無く、見通しの良い用途	屋 根	延焼の恐れ のある部分 以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする 面積の制限はなし	
		不燃性の物品を取り 扱う 荷捌き場、 その他これと同等以上 に火災の発生の恐れ の少ない用途 その他これと同等以上に火災の発生の 恐れが少ない用途 (日本建築行政会議HPより) ・通路、アーケード、休憩場 ・十分に外気に開放された停留場、 自動車車庫(床面積 ≤ 30㎡)、 自転車置き場 ・機械製作工場				延焼の恐れ のある部分
		畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場				
簡易な構造 の 建 築 物	<p>ポリカーボネート波板 (DW-0009)</p> <p>JIS K 6735 [建告1443号による]</p>	自動車・車庫(150㎡未満)	屋 根 ・ 壁	延焼の恐れ のある部分 以外の部分	階数1 かつ 3000㎡以内まで可 (法 84 条 の 2、令 136 条 9、10) ※建築物の部分にあつては、 準耐火構造の壁 又は 令126条の2 第二項に規定する防火設備 で区画する	
		スケート場、水泳場、スポーツの練習場、 その他これに類する運動施設				
		不燃性の物品の保管その他これと同等以上に 火災の発生の恐れが少ない用途				
		畜舎、堆肥舎、並びに水産物の増殖場及び養殖場	延焼の恐れ のある部分	不 可		

(註) 【延焼のおそれのある部分】： 建築基準法 第2条の6 に規定されています。